

4/23 (水) の発表



報道発表資料の配付日時 4月23日(水) 11時00分

発表項目 (行事名)	道道の維持管理に関するお願いについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道では、道路交通の安全と円滑な交通確保のため道道の適切な維持管理に努めておりますので、次のことについて、皆様のご理解とご協力をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 舗装道路を泥で汚さないでください。 2 道路にゴミを捨てないでください。 3 足場の設置等により道路を使用する場合は届出が必要です。 4 道路情報(穴ぼこ等)の提供にご協力をお願いします。 5 道路の草刈りについてご理解ください。 <p>詳細は、別紙をご覧ください。</p>		
参考	<p>宗谷総合振興局 稚内建設管理部のホームページ 「道道の維持管理に関するお願い!!」 HPアドレス： https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/kk/wkk/</p>		
報道(取材)に 当たってのお願い	地域住民に対し、広く周知のご協力をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>稚内建設管理部維持管理課課長 石墨 TEL ダイヤルイン 0162-33-3726 (内線4240)</p>		

道道の維持管理に関するお願い！！

北海道では、道路交通の安全と円滑な交通確保のため道道の適切な維持管理に努めておりますので、次のことについて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 舗装道路を汚さないでください。

舗装道路が泥で汚れているとスリップ事故の原因になりますので、農作業トラクタ一等で舗装道路に進入する際には、タイヤに付いた泥を落としてください。

2 道路にゴミを捨てないでください。

たばこの吸い殻、空き缶、ペットボトルなど、ゴミが道路に散乱すると美観はもとより交通安全上の支障が生じます。道路及び道路敷地にはゴミを投棄しないでください。

3 道路を使用する場合は届出が必要です。

家を建てたり、塗装する際などに歩道に足場の設置する際や、看板などの物を置くなど、一時的に歩道を含む道路を使用する場合には、事前に届出(申請)が必要です。又、マイカーの出入りのため、家の前の縁石を切り下げるなどの道路上の工事を行う場合にも、届出(承認)が必要になりますので、下記の管轄する事業課及び出張所にご相談いただくようお願いいたします。

4 道路情報の提供にご協力をお願いします。

道路の穴ぼこや排水管のつまり等を発見した場合には、下記の間合せ先までご連絡をお願いします。

5 道路の草刈りについてご理解ください。

道路の草刈りは、交通安全上の支障が生じないよう沿道状況を確認しながら、計画的に、実施する予定ですので、ご理解願います。

【稚内建設管理部問合せ先】

出張所名	住 所	電 話	所管市町村
事業課	稚内市声間3丁目22番3号	(0162)26-2521	稚内市、猿払村、豊富町、幌延町
歌登出張所	枝幸郡枝幸町歌登西町	(0163)68-2021	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
礼文出張所	礼文郡礼文町船泊字大備	(0163)87-2316	礼文町
利尻出張所	利尻郡利尻町沓形字泉町	(0163)84-2008	利尻町、利尻富士町

